

日本教育大学院大学 公的研究費等の適正管理に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日 制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 日本教育大学院大学（以下「本学」という。）における専任教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費等」という。）に関し、手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程に定める公的研究費とは、国及び独立行政法人または地方公共団体等から配分される資金をいう。

2 この規程において「研究代表者等」とは本学の専任教員で、第 1 項に掲げる公的研究費等を 1 人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から公的研究費等の配分を受けた研究分担者をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、本学の構成員（役員、教職員、学生等をいう。）又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行なった次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 虚偽申請
- (5) 公的研究費等の不正使用
- (6) (1) から (5) に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

第 2 章 責任と権限

(最高管理責任者)

第 3 条 本学に、公的研究費等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもってあてる。最高管理責任者を補佐する者として研究科長をあてる。

2 最高管理責任者は公的研究費等の運営管理・進捗について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第 4 条 本学に、公的研究費等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、事務局長をもってあてる。

2 統括管理責任者は公的研究費等の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、実質的責任を負うものとする。

(部局責任者)

第 5 条 本学に、公的研究費等に関する運営・管理の部局責任者を置き、総務課長をもってあてる。

2 部局責任者は公的研究費等の運営・管理について統括管理責任者を補佐し、実務上の責任を負うものとする。

(研究代表者等)

第 6 条 研究代表者等は、採択された公的研究費等による課題を真摯に遂行し、成果の公表を

行なわなければならない

2 研究代表者等は、公的研究費等の執行上の責任を負うものとする。

第3章 組織体制

(相談窓口の設置)

第7条 本学における公的研究費等に係る使用ルール及び事務手続について、相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正行為通報窓口の設置)

第8条 本学は不正行為に係る申し立て、情報提供等に対応するため、不正行為通報窓口を設置する。

2 不正行為通報窓口は、本学についての公的研究費等に関わる不正に係る情報を得た場合には、速やかに当該情報を学長に伝達するものとする。

(不正行為に関する取扱)

第9条 公的研究費等の不正行為に関する取扱については、別に定める。

(不正防止計画推進室の設置)

第10条 本学の公的研究費等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的資金等の不正防止計画推進室（以下「不正防止計画推進室」という。）を設置する。

2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 統括管理責任者（不正防止計画推進室長）
- (2) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員
- (3) その他、最高管理責任者が必要に応じて指名する学外の知識者。

3 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 公的研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、不正発生要因に対する対策を講ずること。
- (3) 本学教職員の行動に関する規範の浸透を図るための方策を推進すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

第4章 改正及び雑則

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、「日本教育大学院大学研究費補助金交付規程」に定めものとする。

(改廃)

第12条 この規程は、教学評議会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。